

オリンパス事件と監査人の正当な注意

Olympus Scandal and Auditor's Due Professional Care

田 中 恒 夫

ご存知の昨年表面化したオリンパス事件について多くの報道が行われ、また会社による第三者委員会報告も行われ、事件関係者7名の逮捕、うち6名の起訴により事件は一段落した観がある。

本稿では、主として監査人が正当な注意を払ったかといった観点から、いくつかの問題を提起したいというのがねらいである。また、オリンパス事件を最初に記事（FACTA誌上）にした山口氏にお会いして話しを聞く機会を持ったことも本稿の動機となっている。

本稿を書くにあたっては、主として次の資料を参照した。

参考資料

オリンパス	第三者委員会調査報告書（第三者委）
同	取締役責任委員会調査報告書（取締役等委）
同	監査役等責任調査委員会調査報告書 (監査役等委)
山口義正	サムライと愚か者暗闘 オリンパス事件 講談社
マイケル・ウッドフォード	解任 早川書房
チームFACTA	オリンパス症候群 平凡社

こうした資料を基に、オリンパス事件の概要を一覧にしてみると別紙1のようになろう。

尚、国内3社について、山口でも指摘しているように同一場所に本店があるとのことであるので、念のため、それら3社の登記簿謄本を取りよせてみた。

尚、以下の問題提起をするに当たって、筆者の過去の経験からの部分もあるので最初にそれらを紹介しておきたい。

筆者が、会計士補2年目に補助者（責任者）として東証2部の松岡ビックスという会社の監査に従事した。同社は米国資本が入っていたので、海外向け監査をピート・マーウィックが行っており、国内向けを我々のグループが行っていた。筆者が従事した時、会社の海外向け監査はすでに終了しており、我々は国内向けに監査を始めた。

監査に際し、会社に資料の提出を求めたところ、数度にわたり提出が遅れる事態を経験した。我々の求めている資料は単純なものであり、業務が繁忙であっても若干の遅れですむものと考えられた。こうした事態から会社が不正を行っており、そのため単純に出せないものがあるのではないかという疑念を抱くようになった。

こうした疑念を持ってからは、その後の監査では毎朝責任者と情報交換を行って被監査会社に赴いた。それからは、どんな小さな疑問点でも最後まで納得できる資料の提出を求め、追求することとした。そうした中で、地方の土地の取得をしていたので、登記簿謄本の提出を求めたが、会社は現地に請求をしているからといって中々提出せず3週間以上経過し、監査報告書の提出期限を迎えた。我々としては、その謄本を見るまで監査報告書を出せないとして、当時の財務局に監査報告書の提出が遅れる旨を伝えると共に、我々が自ら謄本を入手するよう手配し、提出期限後に入手した。その謄本には、会社名義の土地と示されていると共に帳簿上に記録のない担保差入れの事実が記載されていた。そこで会社を追及したところ、架空売上げを計上し、その担保による借入れをその売上げの入金として処理した旨を白状した。

そしてその架空売上げに係る契約書、当該会社印鑑、必要書類等は会社が偽造・保管し、必要に応じて正規の証憑として綴っていた。以上の結果を受けて、我々は不適正意見を表明し、その結果会社は倒産に到った。ピート・マーウィックの監査は偽造された書類をチェックし、適正意見を我々の先きに表明していた。

その後の監査でも、一部上場で5千億円ほどの売上げを示していた会社では、アーニング・マネジメントを見つけ、会社トップに是正を直接求め、会社は我々の意見に従って是正した。しかしトップは、それを契機に交代する事態となったという事例も経験した。

その後、実務の経験をすると共に、日本公認会計士協会の綱紀委員会の委員も一期務め監査における正当な注意がどうあるべきかについて実際の例で考えさせられる体験をした。

以上の事実経過及び前記報告書等の記載から、筆者がこれら監査人が正当な注意を払っていたのか、協会の綱紀審査会等で、監査調書及び監査人への質問等を通じて十分に検討して欲しいと考える疑問点を以下に示してみる。

(1) 評価損飛ばし発生時期の監査

- ① 1999. 9. 30飛ばしの通報で会社を追求したところ事実を認めた。

それによると外資系証券の関係者が関与するファンドに対し、含み損を抱えた商品を簿価で売却しその代金を得たものということであった（第三者報告 P160）。

この取引は取り消され168億円の損失を計上させ、他にもないか調査したが発見されなかった（第三者 P161、166、監 P119）。

この時点で未発見の960億の飛ばしが行われていたのであり、全く同じスキームであったことを考えると、当時の監査は結果的に不十分であり正当な注意に欠けるといわざるを得ない。

当時の会社の直接の担当者に対して、それらをどのように管理しているかをそのデスクへ行って記録、管理方法等説明させれば何らかの端緒を発見できたと考えるが、監査が形式的質問と会社の巧みな説明で納めた監査人に懐疑心が欠けていたと言ってよいと考える。

また、それ以前の98年、99年の監査概要報告書に多額の含み損を指摘している（第三者 P156、監 P112）。これらの含み損がどのようになったのかを追跡した様子もない。これらが問題であったのだからその後のフォローの不十分さも問題である。

第三者委員会が、監査人はその責任を尽くしていないとは言い切れない（第三者 P167）としているが、その前後の取引のみ精査していること及び上にあげた問題点から第三者委員会の見解は支持できない。

(2) 海外ファンドが維持されていた時期（1999-2010）

この時期は、国内ルートはファンド資産が計上されると共に海外ルートは海外銀行への預金及び国債等担保による簿外借入金という形をとっていたのでそれらの監査手続が十分であったかを検討する。

- ① 国内ファンド（GCNVV）の監査はどれだけ実質に踏み込んで行っていたのか。特にその価値評価の妥当性をどのように監査し立証していたのか。その手続きに欠けるところはなかったのか。
- ② 海外ファンドが度々出てくる。メーカーではこうしたケースは一般的に少ないと考えるが、こうしたファンドが度々登場することの意味について、何故か、またそれらの関係等について深く考えなかったのか。
- ③ 政府短期証券の預託をしていた（第三者 P78～79）。その実在性は、どのように確かめていたのか。預託は、海外の銀行に行く必要はないにも関わらず、

会社は外銀に行っていた。その真のねらいについて深く追求しなかったのか。

- ④ 外国銀行への確認状で、発送したフォームには、担保の記入すべき欄があったのに、回答はその記入のない外銀フォームでの回答であったということで納得している（第三者 P168）。国債預託など担保差入れの可能性が高いので、追加の確認状を入手できるまで再送するなり別途の手続を取る必要があったのではないか（第三者 P162、163、監 P115～122）。

しかもこうした外銀への預金をするについて事業買収を隠密裡に遂行するために口座を開設し、ファンドに対しその預金を担保に買収資金を調達させる旨を説明している（第三者 P167）。

こうしたことから、なおさらその担保状況を強力に確かめる必然性があったにも関わらず、そのまま放置した点が問題である。

- ⑤ ファンドの実態報告を管理担当者が半年毎に作成し、トップ4名に報告後破棄している（取 P38、監 P28）。これを作成するため報告書担当者は各ファンド担当者から報告を受けて作業を行っている。報告を受ける人は4名でも、それを作成管理するために10名前後の従業員が関わっている。監査人は、これら管理担当者に直接接触する機会を持たなかったとは思えない。質問や懐疑心不足で核心にせまらなかったのではないのか。
- ⑥ 預金、証券、投資信託、出資金（監 P29）の科目の監査手続は十分であったのか。（第三者 P19、28）
- ⑦ 預金、国債担保による簿外借入れを行っていたということなので金利支払いの監査は十分だったのか（第三者 P20）。

（3）国内3社（アルティス、ヒューマラボ、NEWS CHEF）買収時（2008-09年）

国内3社の買収は、2005年2.5億円（監 P44）、2006年107億円、2008年471億円（監 P50～54）、2009年3月に減損557億円となっている。特に2008年が巨額となっている。

以上を踏まえての問題点は以下の通りである。

- ① 高い価格について、井阪会計士の評価（第三者 P40）に監査人は実績と比べて疑念を持たなかったのか。
- ② もし不当に高い（監査概要報告書2008年版）と感じており、さらに2008年4月～5月にかけて3社の本社工場を往査しており（監 P127）、翌年に減損を求めていることから、むしろ2008年に減損するべきではなかったのか。1年遅れて行っているのもそれで良いとはしないのが過去の網紀委員会のやり方だったがどうか。

③ こうした2008年買収、2009年減損という異常な取引について監査人は取締役の職務執行問題として監査役会に申し出を行っている（2009年4月）。

そして、2009年委員会が問題なしの結論を出し、それを監査役会が了承し、監査人もそれを受けて無限定適正としている。その後ジャイラスの契約を取り消さなければ監査報告書は出せないとの申し出をして、その取消しを確かめた段階で監査報告書を提出している。

この期の監査報告を不適正とすべきだったのではないか（第三者 P170同旨）。

④ 3社をファンドを通じて買収しているが、「また、素姓のよくわからない証券会社や投資ファンドとの取引も同様である」とし、金の流れに不審をいただきながら何故追求しなかったのか（第三者 P150、164～5）。

⑤ 国内3社の、本社が同一場所に入っていることに山口は疑問を持って調べている（山口 P26）。さらに登記簿謄本を取り寄せてみると、それらの会社に共通の役員がいるなど数百億円を投じる会社にしては不自然であることは容易に分かる。こうした手続きにより問題を追求すべきであったのに会社に説明を求めるのみで納めている。正当な注意が欠けていたといわざるを得ない。

⑥ こうした不自然なことをする本当の理由について何故疑念を抱かなかったのか。

（4）ジャイラス買収手数料

① ジャイラス買収手数料は高すぎると、あずさが2008.12月から2009.6月まで繰り返し、問題を指摘している。こうした状況を知り得る立場に立った（第三者 P171、監 P145～149）新日本が2010年に簡単にのれん計上を認めたのは、監査人として問題である（同旨第三者 P174）。

② 尚ジャイラスののれんが巨額に達している（第三者別紙4）がその評価は妥当なものか。

（5）監査業務の引継ぎ

① 監査業務の引継ぎについては、第三者委員会報告は不十分であったと認定している（同 P176）。あずさにおいては、優先株の評価や買収金額の妥当性を含む監査人の判断事項に関わる評価や見積もりに関する質問については回答をせずにこれらに関する監査調書の閲覧についても同様にこれを拒否した（監 P144）。

このような重要な事項につき引継ぎが行われていないことは問題である。同監査役等責任委員会は全体的に適切な引継ぎが行われたと監査人を擁護してい

るが、2009年6月1日に買収決議を取り下げるよう要求するほどの重要事項と認識していたものを引継ぎがなかったのは、明らかに問題である。また監査基準委員会報告書900の「監査人の交代」で調書の後任者への閲覧を例外なく認めるようにする必要があると考える。

(6) その他

- ① 資料の入手に時間を要する場合があるとの申し送りがある（監 P143）。私共の過去の事例を初めに述べたように私共はこのことから会社の虚偽記載を疑い徹底調査から不正を突きとめたが、こうした懐疑心が足りないと考える。
- ② 会社内で多数者（数十人規模 山口 P194）が知っており、その事実を気づかず20年間も監査人として何の懐疑心もいだかなかった監査人には、正当な注意を払っていなかったといわざるを得ない。我々のケースでは、小生が補助責任者となったその年に異常に気づいて不正を発見しているのである。
- ③ 野村証券のOBのブログにオリンパスの巨額買収は過去の隠し損失があり、その穴埋めに使ったと記載されていた（山口 P155）。こうしたOBの方が知っていたということは、1998年当時広く知られていたということであり（チームFACTA P55）、あずさが1999. 9. 30に損失計上させた時の監査手続きに欠けるものがあったという証拠である。
- ④ 簿外借入れ、或はそれらに伴う契約さらにはファンド契約など不明な取引が行われている（第三者 P21、22）。監査人は、印鑑管理台帳、署名管理簿等を査閲すればこうした不透明な契約に容易に気付いたのではないかと。
- ⑤ あずさは、国内3社買収が高すぎ不自然であること、ジャイラスのアドバイザー手数料及び優先株買取りの妥当性に疑念を持ち、それに関連して「素姓の良くわからない証券会社や投資ファンドとの取引も同様である」旨伝えている。これらに関連して、法第193条の3の発動もありうると伝えたが、2009年委員会報告書及びそれを受けた監査役会の判断を受け、無限定適正意見を付すと5月20日に表明したが（第三者 P164～5、監 P136）、さらに6月1日ジャイラスF/A報酬、優先株買取りを白紙に戻さなければ監査報告書は出せないと会社に伝達し、会社は買取り提案を6月5日に取り下げている。

この時点の監査人としては、業務執行は会社の問題であり、会計数値の正当性に焦点を合わせ評価の過大部分は訂正させ（減損している）、さらに、素姓のよくわからない証券会社や投資ファンドに支払いが行われている事実は認識していたのであるから、法193条の3を発動すべきであったと考える。

本事件を記事にした山口はこうした疑問点をマスコミに公表した結果事実が

明らかになったのである。これを公表するに当たって山口は訴訟を覚悟しているのである（山口 P78～79）。

本来こうした不正（粉飾）を防止、発見するのが職責の会計士が疑問のあるほとんどすべての書類を見ながら問題を指摘できなかつたのは、正当な注意が足らなかつたといわざるを得ない。

弁護士のセカンドオピニオンで合理的な根拠・証拠を示すことができなければ、訴訟リスクがある（監 P136～140）として意見不表明を見送っている。

しかし、素姓の良くわからない相手に法外な支払を行っていることは立派な証拠であり、監査人は訴訟リスクを恐れて正しい信念を表明できなかつたことは、正当な注意を欠いたといわざるを得ない。

- ⑥ また、監査を会社で行う場合、監査専用の部屋に会社担当者が必要書類等を持って説明に来るといった形式が主流かと考えるが、これだと都合の悪い資料は全く入手できない。そうしたことを考えると監査人は被監査会社のどこでも（担当者のデスクに行っても）書類等を見て質問できるように、監査基準及び約款に明示することが必要と考える。

以上、いくつかの疑問点をあげたが、それらの解明と責任追及がなされることがまず第一に求められる。

そうした問題点を踏まえた上で、日本公認会計士協会及び同会員が、どのような対応を取るべきかの具体策を示し、それに迅速に対応することこそが、失われた信頼を取り戻すための喫緊の課題であろう。

別紙1 オリンパス事件の概要

1974. 11	あずさオリンパスの監査開始（監 P111）
1980年代初頭	オリンパス小規模運用（第三者 P7）
1980年代半ば	バブル 財テクに走る（第三者 P7）
1987. 5. 20	余資の積極運用方針（第三者 P8）
1990	バブル崩壊、損失の発生（第三者 P11）
1993. 6	岸本社長 損失引継ぎ（第三者 P12）
1997～2000	金融商品取得原価主義→時価主義へ（第三者 P14）
1998	含み損 950億円（第三者 P15）
1998. 3	飛ばし受け皿ファンド C F C組成（第三者 P15）
1998. 4	飛ばしLGT B/K 買取資金調達（第三者 P16）
1999. 9. 30	オリンパス飛ばしの通報を受けて調査し、特金損失170億円 特別損失計上（第三者 P160～161、監査役 P26、113） しかし、他の資金運用損960億円飛ばし発見できず（第三者 P179）
2000. 3. 1	G C N V V ファンド設立（第三者 P22、29）
2000. 3	これまでに含み損をすべてファンドに移転（第三者 P16）
2001. 6	菊川社長就任 損失引継ぎ（第三者 P17、179）
2003	含み損1,177億円（第三者 P114）
2005	G C N V V国内3社2.5億円取得（ファンド取得6.9億円） （第三者 P37、取 P59、監 P44）
2006. 3	G C N V V国内3社107億円取得（ファンド取得185億円） （第三者 P38、取 P59、監 P45）
2006. 11. 6	あずさ中間監査概要報告書で今後の業績次第で減損検討必要 記載（国内3社）（監 P48）
2007. 6. 21	修正F/A契約（第三者 P53）
2007. 9	G C N V V中途解約 3社107億円引継ぎ（第三者 P42）
2008. 2. 14	ジャイラスF/A修正契約（第三者 P59）
2007. 11～2008. 2	ジャイラス買取2,063億円完了（第三者 P59）
2008. 2. 22	国内3社買増し決議（株価算定依頼中 2/29）（第三者 P43 ～45）
2008. 3. 26	国内3社買増し334億円 ファンドから（監 P53）
2008. 4	国内3社追加取得137億円（第三者 P54、監 P125、131）

2008. 11. 28	ジャイラスF/A報酬 優先株買収承認 (第三者 P65)
2008. 12	ジャイラスF/A報酬 優先株高すぎるとの指摘あずさが監査役会に行う 国内3社の買収高すぎ、支払もファンドへと指摘 (第三者 P48、164～5)
2009. 4. 23	あずさ監査役会にF/A報酬への懸念を記した『通知書』を交付 (第三者 P66、148～156、監 P74、133)
2009. 5. 17	外部専門家報告書 (2009年委員会報告書) 入手 監査役会はこれにより違法行為なしを結論、あずさに通知 (第三者 P67、監 P135)
2009. 5	オリンパス国内3社減損557億円 (第三者 P49、88、169)
2009. 5. 上旬	新日本09. 3月期が無限定適正意見であることを条件に監査契約を検討
2009. 5. 14	あずさ、新日本非公式接触 (第三者 P176)
2009. 5. 20	あずさは無限定適正 (第三者 P175、監 P76、135)
2009. 5. 21	あずさは監査契約再任せずとの通告うける (第三者 P165、174)
2009. 6. 1	ジャイラスF/A報酬 優先株買い取りを白紙に戻さなければ正式な監査報告書は提出できないとあずさはオリンパスに伝達 (監 P76、77、136、137)
2009. 6. 5	オリンパス買取り提案取り下げ決議 (第三者 P67、172、監 P77)
2009. 6. 11	あずさと新日本が引継ぎ面談 (第三者 P175、監 P77、142)
2009. 7. 6, 7	あずさと新日本が引継ぎ作業 (監 P143～149)
2009. 8	山口への国内3社についての内部情報 (山口 P6～8)
2010. 3. 25	優先株買戻し 579億円 →のれん412億円計上 (第三者 P67～71、監 P83、141)
2010. 5	新日本適正意見 損失分離総コスト1,348億円 (1988-2010)
2011. 6	2009. 8～より山口調査
2011. 7. 31	ウッドフォード『FACTA』への記事知る (第三者 P177) この後10月まで社内で激論
2011. 9. 20	『FACTA』記事第二段 (監 P98)
2011. 10. 3	ウッドフォードPWCへ調査依頼 (第三者 P177)
2011. 10. 14	ウッドフォード社長解任 菊川社長復帰 株価下落

2011. 10. 15 ファイナンシャルタイムズ等事件報道
 2011. 10. 20 現代ビジネスに山口出稿 株急落
 2011. 10. 26 高山社長就任 (取締役 P109)
 2011. 11. 1 第三者委員会発足 (取締役 P110)
 2011. 11. 8 オリンパス損失飛ばしを発表 菊川ら辞任 (取締役 P110)
 2011. 12. 6 第三者委員会報告書公表 (取締役 P110)
 2012. 1. 7 取締役責任委員会報告書公表
 2012. 1. 20 監査役等責任調査委員会報告書公表
 2012. 2. 16 関係者 7名逮捕
 (菊川、山田、森、中川、羽田、横尾、小野)
 2012. 3. 6, 28 関係者 6名起訴 (小野を除く)

会社担当者

1997～2001. 3 総務・財務・財務企画グループ 4名担当 (第三者 P9)
 2001. 4～2006. 3 財務部財務企画グループ 10名 (第三者 P9)
 2006. 4～2011. 3 経営企画本部・資金グループ 3～4名 (第三者 P9)

年2回トップ4名に定期報告後破棄 (第三者 P19)

運用担当者作成 (各ファンド管理者から報告に基づき) (第三者 P19)

(たなか つねお・大原大学院大学 会計研究科教授)